

大川広域行政組合職員の懲戒の方法及び効果に関する規則

〔平成17年 8月31日〕
規則 第 14 号

改正 令和 6年 2月22日規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の軽重)

第2条 懲戒処分の軽重は、戒告、減給、停職及び免職の順序による。

(処分の方法)

第3条 職員を懲戒処分に付する場合は、戒告、減給、停職又は免職のいずれか一つの方法を用い、これらの処分を二つ以上併せて行ってはならない。

(書面の交付及びその写しの提出)

第4条 条例第2条に規定する書面の交付は、当該職員に直接行わなければならない。ただし、直接に交付し難い場合には、配達証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

2 前項ただし書の場合において、書面を受けるべき者の所在を知ることができないときは、当該書面に記載された内容を大川広域行政組合公告式条例（昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもってこれに替えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

3 任命権者は、前2項に規定する交付等を行った場合には、速やかに書面の写しを香川県人事委員会（公平委員会）に提出しなければならない。

(処分説明書及びその写しの提出)

第5条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項又は第3項の規定により当該職員に交付すべき説明書は、別記様式によるものとする。

2 任命権者は、前項の説明書を当該職員に交付した場合には、速やかにその写しを香川県人事委員会（公平委員会）に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（令和6年2月22日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条及び第2条の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

別記様式（第5条関係）

処 分 説 明 書

地方公務員法第49条第1項（第49条第3項）の規定により、職員の懲戒に関する処分説明書を交付する。

被 処 分 者	所 属	
	職 名	
	氏名（ふりがな）	
	級 及 び 号 給	級 号給
処 分 の 内 容	処 分 発 令 日	年 月 日
	処 分 効 力 発 生 日	年 月 日
	処 分 説 明 書 交 付 日	年 月 日
	根 拠 法 令	
	処 分 の 種 類 及 び 程 度	地方公務員法第29条第1項第____号により、 _____する。
	処 分 の 理 由	
処 分 者		印
<p>（教示）</p> <p>1 この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3ヶ月以内に、香川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対してすることができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。</p> <p>2 この処分についての処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事委員会の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事委員会の裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において当組合を代表する者は、各任命権者となります。）提起しなければなりません。ただし、期間内であっても、人事委員会の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。</p>		